

[調 査 の 説 明]

1 調査の目的

本調査は、中央労働委員会が取扱う労働争議の調整の参考資料として利用するために情報収集することを主目的として、昭和27年以降毎年実施しているもの（昭和27年及び同28年は各々2回実施しているため、今回の調査で58回目）であるが、参考までに産業別等に集計を行い公表しているものである。

2 調査対象期間

- (1) 平成19年6月分賃金締切日現在の賃金事情等を対象とし、同年7月以降に6月以前に遡って賃金改定が行われた企業については、賃金改定後による事情を調査した。
- (2) 次の事項の調査対象期間については以下のとおりである。
 - ① 一時金：平成18年9月～平成19年8月
 - ② 賃金改定：平成18年7月～平成19年6月（平成19年7月以降に決定したものであっても、対象期間まで遡及して改定するものを含む。）

3 調査対象企業

中央労働委員会が行う労働関係の調整の参考とするため、原則として次に該当する企業の中から独自に選定している。

- (1) 資本金 5億円以上
- (2) 労働者 1,000人以上

なお、本調査は企業単位（本社に限らず、出張所、工場等を含めた企業全体）で実施しているものである。

4 調査対象労働者

本調査の対象労働者は、常用労働者（長期欠勤者、臨時・日雇労働者、パートタイム労働者、賃金の全部又は一部を支給していない出向者等を除く）で、役員及び理事者等であっても、一般労働者と同じ給与規定等が適用される者を対象とする。

調査対象労働者の年齢に係る調査については、原則として、調査時点（平成19年6月）現在の満年齢とした。

5 回答状況

調査対象企業数は373社（集計対象に係る企業は357社）で、有効回答企業数は264社（同253社）、回収率は70.8%（同70.9%）であった。

6 集計方法

- (1) 航空、病院、農協団体等一部の企業及び回答の遅れたものを除き、253社を集計対象とした（回答が遅れたものについては一部集計から除外している）。
- (2) 各集計項目ごとに回答のあった企業数を「集計社数」とした。
- (3) 集計値は、原則として、集計した企業ごとの数値を単純平均した1社当たりのものである。ただし、「集計第2表」（労務構成）、「集計第3表」（平均所定内賃金等）及び「集計第4表」（賃金構成比）は集計第1表の労働者数から、「集計第16表」（実在者平均所定内賃金）は実在労働者数から、「集計第18表」（労働者数・賃金の特性値）は年齢階級別労働者数から各々算出した加重平均とした。

7 主な用語の定義

(1) 事務・技術労働者及び生産労働者の区分

- ① 「事務・技術労働者」とは、管理、経理、営業、人事、福利厚生、研究等の部門に従事する常用労働者（単純作業に従事する者も含む）をいう。
- ② 「生産労働者」とは、上記「事務・技術労働者」以外の常用労働者で、主に物の生産及び建設作業の現場において、生産業務及び生産工程に関する記録、検査、運搬、梱包等の業務に従事する者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」とした。

(2) 賃金の区分

- ① 「所定内賃金」とは、毎月決まって支給する賃金のうち、所定内労働時間の労働に対して支給する賃金のほか、交替手当（所定内時間に係る深夜割増賃金を含む）等の職務関連手当、通勤手当等の生活関連手当などをいう（「集計第15表」（モデル所定内賃金）及び「集計第16表」（実在者平均所定内賃金）の「所定内賃金」は交替手当及び通勤手当は除外している）。
- ② 「所定外賃金」とは、毎月決まって支給する賃金のうち、所定外労働時間の労働に対して支給する賃金で、超過勤務手当（深夜割増賃金を含む）、休日出勤手当、呼出手当などをいう。

(3) その他

- ① 「一時金」とは、平成18年年末及び平成19年夏季に支給した賞与一時金をいう。
- ② 「モデル所定内賃金」、「モデル一時金」とは、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数、扶養家族数）に該当する者に支給した所定内賃金及び一時金をいう。
- ③ 「役付手当」における役職については、実際の役職名称に関わらず概ね次に該当する者をいう。
 - ア 「部長」とは企業で通常「部長」又は「局長」と呼ばれる者で、当該者を長とする組織が複数の課により構成され、又はその構成員が自身を含め概ね20人程度以上である組織の長及びこれに相当する者。
 - イ 「次長」とは部（局）長を補佐する者及びこれに相当する者（部長代理、部長補佐を含む）。
 - ウ 「課長」とは企業で通常「課長」と呼ばれる者で、当該者を長とする組織が複数の係により構成され、又は構成員が自身を含め概ね10人程度以上である組織の長及びこれに相当する者。
 - エ 「課長代理・課長補佐」とは「課長」を補佐する者及びこれに相当する者。
- ④ 「新幹線通勤制度」とは、新幹線や在来線において通常の運賃とは別に料金が加算される特急等を利用する通勤者に対して新幹線料金等を支給する制度をいう。